

# 軽減税率導入に伴う実務処理のポイント

～税率引き上げに伴う経過措置からインボイス制度までわかりやすく解説～

平成29年4月より消費税率10%に再増税が予定されていますが、それと同時に複数税率である“軽減税率”も導入が予定されております。当然、事業者の事務負担は増し、仕入税額控除等の諸制度、さらにはインボイス方式への移行問題など様々な影響を及ぼすことから、早めに概要を知りその対応を万全にしなければなりません。本セミナーは制度の現時点での内容、実務処理のポイントまで、わかりやすく解説致します。

講師 **ほし ただし**  
**星 叡 氏**

OAG 税理士法人 埼玉 所長  
全国相続協会 埼玉中央相談室  
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

**日時** ▶ 平成28年**6月3日(金)**  
13:30～15:30

**会場** ▶ 原町商工会議所  
(南相馬市原町区橋本町 1-35)

**受講料** ▶ **無料**

**申込方法** ▶ 下記申込書に記入の上、  
**FAX**にてお申込ください。

## 主な内容

- ★消費課税の動向
1. 軽減税率の導入
  2. 対象品目＝飲食料品＋宅配新聞
  3. 経過措置
  4. 税額計算の方法及び  
特例の施行スケジュール
  5. 売上税額の計算の特例
  6. 仕入税額の計算の特例
  7. 区分記載請求書等保存方式
  8. 適格請求書等保存方式の導入
  9. インボイス方式への移行時期は？

**主催**／原町商工会議所  
中小企業相談所

Tel:0244-22-1141 / Fax:0244-24-4182

(6/3開催)『軽減税率導入に伴う実務処理のポイント』受講申込書

原町商工会議所 行 FAX:24-4182 平成28年 月 日

事業所名	TEL
事業所所在地	
受講者氏名	

ご記入頂いた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。